

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	9	介護保険
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	3	介護保険料

中条町担当	町民福祉課	介護保険係	担当者名	
黒川村担当	住民課	介護保険係	担当者名	

現 況					調整方針	備考																								
記載事項	中 条 町		黒 川 村																											
第1号被保険者の保険料率	基準月額 2,700円 <table border="1"> <tr> <td>第1段階(基準額×0.5)</td> <td>16,200円</td> </tr> <tr> <td>第2段階(基準額×0.75)</td> <td>24,300円</td> </tr> <tr> <td>第3段階(基準額)</td> <td>32,400円</td> </tr> <tr> <td>第4段階(基準額×1.25)</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>第5段階(基準額×1.5)</td> <td>48,600円</td> </tr> </table>		第1段階(基準額×0.5)	16,200円	第2段階(基準額×0.75)	24,300円	第3段階(基準額)	32,400円	第4段階(基準額×1.25)	40,500円	第5段階(基準額×1.5)	48,600円	基準月額 2,750円 <table border="1"> <tr> <td>第1段階(基準額×0.5)</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>第2段階(基準額×0.75)</td> <td>24,750円</td> </tr> <tr> <td>第3段階(基準額)</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>第4段階(基準額×1.25)</td> <td>41,250円</td> </tr> <tr> <td>第5段階(基準額×1.5)</td> <td>49,500円</td> </tr> </table>		第1段階(基準額×0.5)	16,500円	第2段階(基準額×0.75)	24,750円	第3段階(基準額)	33,000円	第4段階(基準額×1.25)	41,250円	第5段階(基準額×1.5)	49,500円	現行のとおりとする。 18年度(第3次事業計画)から統一する。					
第1段階(基準額×0.5)	16,200円																													
第2段階(基準額×0.75)	24,300円																													
第3段階(基準額)	32,400円																													
第4段階(基準額×1.25)	40,500円																													
第5段階(基準額×1.5)	48,600円																													
第1段階(基準額×0.5)	16,500円																													
第2段階(基準額×0.75)	24,750円																													
第3段階(基準額)	33,000円																													
第4段階(基準額×1.25)	41,250円																													
第5段階(基準額×1.5)	49,500円																													
保険料の端数処理	納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある時、第3期の分割金額に合算。保険料額に100円未満の端数がある時切捨て。		同 左																											
普通徴収の納期	<table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>4月16日 ~ 4月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>6月16日 ~ 6月30日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>8月16日 ~ 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10月16日 ~ 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>12月16日 ~ 12月25日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>2月16日 ~ 2月 末日</td> </tr> </table> 第1期と第2期は、暫定賦課。随時分は2月から3月にかけて資格取得した者について賦課し、納期は翌年度第1期、4月末日を設定		第1期	4月16日 ~ 4月30日	第2期	6月16日 ~ 6月30日	第3期	8月16日 ~ 8月31日	第4期	10月16日 ~ 10月31日	第5期	12月16日 ~ 12月25日	第6期	2月16日 ~ 2月 末日	<table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>4月 1日 ~ 4月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>6月 1日 ~ 6月30日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>8月 1日 ~ 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10月 1日 ~ 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>12月 1日 ~ 12月25日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>2月 1日 ~ 2月 末日</td> </tr> </table> 第1期と第2期は、暫定賦課。随時分は2月から3月にかけて資格取得した者について賦課し、納期は第7期～第9期を設定(納期3月1日～5月31日)。		第1期	4月 1日 ~ 4月30日	第2期	6月 1日 ~ 6月30日	第3期	8月 1日 ~ 8月31日	第4期	10月 1日 ~ 10月31日	第5期	12月 1日 ~ 12月25日	第6期	2月 1日 ~ 2月 末日	中条町の例により統一する。 合併年度は、現行のとおりとする。	
第1期	4月16日 ~ 4月30日																													
第2期	6月16日 ~ 6月30日																													
第3期	8月16日 ~ 8月31日																													
第4期	10月16日 ~ 10月31日																													
第5期	12月16日 ~ 12月25日																													
第6期	2月16日 ~ 2月 末日																													
第1期	4月 1日 ~ 4月30日																													
第2期	6月 1日 ~ 6月30日																													
第3期	8月 1日 ~ 8月31日																													
第4期	10月 1日 ~ 10月31日																													
第5期	12月 1日 ~ 12月25日																													
第6期	2月 1日 ~ 2月 末日																													

現 況		調 整 方 針	備 考	
記載事項	中 条 町			黒 川 村
賦 課	<ul style="list-style-type: none"> 普通徴収については、4月初旬に仮算定（暫定賦課）として第1期と第2期分を賦課。第1期と第2期分の納付書・通知書は4月中旬に一括送付。住民税確定後、4月2日以降7月に賦課を行う前日までに資格取得した者を併せて本算定賦課を行い、本算定賦課以降資格取得した者を8月初旬月次賦課後、第3期から第6期分までの納付書並びに決定通知書を8月中旬に一括送付。10月から特別徴収される被保険者については、10月からの介護保険料額決定通知書も別途送付。 年度途中で資格取得したものについては、偶数月の10日までに月次賦課を行う。 特別徴収については、4月初旬に4月、6月、8月の仮徴収額通知書を送付。8月初旬に10月からの介護保険料額決定通知書を送付。また、徴収額の平準化を行うため、6月の住民税確定後、保険料の段階が2段階以上下がるものを抽出し8月期の仮徴収額の変更を行っている。 特別徴収の各種異動情報作成については、毎月中旬にFDに作成し新発田社会保険事務所に直接届け、地共済については郵送。 以上の処理については、日立のSEが立会いのもと行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通徴収については、4月に仮算定（暫定賦課）として第1期と第2期分を賦課。第1期と第2期分の納付書・通知書は4月に一括送付。8月に本算定を行い、第3期分以降の賦課。第3期から第6期分までの納付書並びに決定通知書を8月に一括送付。10月から特別徴収される被保険者については、10月からの特別徴収開始通知書も同封。 4月から7月資格取得者については、暫定賦課なし。8月以降資格取得者については、納期月の5日までに資格取得した場合、その納期より期割額算定。それ以外は、時期納期より期割額算定。 毎月初旬に自庁電算にて保険料算定入力を行い、退避したデータを磁気媒体（MO）にて委託電算業者（BSN アイネット）へ送付。納期月の12日頃に通知書等成果品が納品される。 特別徴収については、8月中旬に10月からの特別徴収開始通知書を送付。また、同通知書には翌年8月までの仮徴収額も記載。16年度については、徴収額の平準化を行うため、6月・8月の仮徴収額の変更を行う予定（4月に通知予定）。 特別徴収における異動情報（賦課）等データは、上記磁気媒体にて、上記委託電算業者より年金保険者（社会保険庁・共済組合等）へ。 	新市電算システムで対応する。	
徴 収	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送時に口座振替勧奨通知を同封。 口座振替における金融機関とのデータ交換は磁気媒体（FD）による。FDは当庁にて作成し、口座振替日（納期限）の5営業日前に当庁内にある指定金融機関派出所へ持参。現在7金融機関に依頼。口座振替手数料1件につき10円。 保険料納付原簿は、当庁電算システム管理 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得時に口座振替依頼書を同封し、口座振替を勧奨。 口座振替における金融機関とのデータ交換は磁気媒体（FD）による。FDは自庁にて作成し、口座振替日（納期限）の1週間前に各金融機関へ持参。現在7金融機関に依頼。口座振替手数料1件につき10円。 胎内やすらぎの家入所者については、仮算定と本算定時に全納（口座振替）処理。 口座振替者には、年度末に口座振替済通知書を発送。 保険料納付原簿は、自庁電算管理。 		

現 況		調 整 方 針	備 考																				
記載事項	中 条 町			黒 川 村																			
督促手数料	督促状1通につき 100円 (督促状は、納期限翌月の20日までに発送。)	督促状1通につき 150円 (督促状は、納期限翌月の20日に発送。)	中条町の例により統一する。 合併年度は、現行のとおりとする。																				
延滞金	起算日から納付の日までの日数に応じ保険料額(1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てる)に14.6%(納期限の日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%(当該機関のうち平成12年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した額。ただし、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。	同 左																					
滞納整理	<ul style="list-style-type: none"> 事務担当職員2名により訪問。その際、再発行納付書を使用。 つり銭は、収入役宛に借用願を提出し借用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務担当職員1名により訪問。その際、再発令書等を使用。 つり銭は、歳入歳出外現金より。 																					
過誤納付金管理	<ul style="list-style-type: none"> 過誤納金が生じた場合に還付のお知らせを未支給年金受給者または相続人へ送付し、過誤納金還付申請書を提出いただき、還付命令により還付。決定通知書を送付し指定の口座に振込む。 月次賦課、特徴結果取込時に過誤納対象者一覧表を出力し、住基により相続権のあるものおよび未支給年金請求者を特定して還付している。(年金保険者からの返納金内訳書通知の確認を待たずに還付。基本的に毎月還付している。) 	<ul style="list-style-type: none"> 過誤納金が生じた場合に還付のお知らせを未支給年金受給者または相続人へ送付し、過誤納金還付請求書を提出いただき、還付命令により還付。決定通知書を送付し指定の口座に振込む。 月次賦課、特徴結果取込時に不一致一覧表を出力し、住基により相続権のあるものおよび未支給年金請求者を特定して還付している。(年金保険者からの返納金内訳書通知の確認を待たずに還付。基本的に毎月還付している。) 																					
保険料の独自減免	<p>次のすべてに該当するときに減免する</p> <p>保険料の賦課段階が第1段階(生活保護受給者を除く。)又は第2段階であること。</p> <p>町民税課税上、被扶養者になっていないこと。</p> <p>扶養義務者による扶養がないこと。</p> <p>収入状況が生活保護法に定める最低生活費の基準額を満たしていないこと。</p> <p>活用できる資産を有していないこと。</p> <p>減免割合</p> <p>第1段階の該当者 2分の1</p> <p>第2段階の該当者 2分の1</p>	な し		中条町の例による。																			
関係法令等	中条町介護保険条例 中条町介護保険条例施行規則 中条町第1号被保険者介護保険料減免取扱基準	黒川村介護保険条例	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>215,390</td> <td>215,390</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>2,149</td> <td>2,146</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>217,539</td> <td>217,536</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>	財政への影響額			単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	215,390	215,390	0	黒川村	2,149	2,146	3	計	217,539	217,536	3
財政への影響額			単位：千円																				
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																				
中条町	215,390	215,390	0																				
黒川村	2,149	2,146	3																				
計	217,539	217,536	3																				